

子どもに対する手当について

平成 23 年 11 月 29 日

地 方 六 団 体

政府は、地方の自由度を高める地域主権改革の推進を打ち出しており、また、子どもに対する手当については、鳩山元総理が全額国費で負担する方針を明言された経緯がある。今回、厚生労働大臣は、来年度以降の「子どもに対する手当」について、過年度の税制改正による住民税などの増収分を充て、実質的に地方の負担を大幅に増額する考えを示したが、これは、こうした経緯とまったく整合性がない。

厚生労働省案は、これまで地方が繰り返し求めてきた国と地方の役割分担等のあり方について何ら示すことなく、地方に裁量の余地がない現金給付に関する地方負担を一方向的に拡大し、かつ、地方固有の財源である住民税の増収分等の用途を一方向的に限定するなど地方の主張を全く踏まえておらず、到底受け入れられない。

子育てを取り巻く環境は地域ごとに様々であることを考えれば、住民税の増収分等は、地方の裁量により地域の実情に応じたきめ細かな施策に充当し、住民に還元するべきである。

政府は地方に負担を転嫁することなく、地方のこれまでの意見を十分踏まえ、地方が納得できる恒久的な「子どもに対する手当」を含む、子ども・子育てにかかる国と地方の役割分担や費用負担のあり方について、再提案すべきである。

また、平成 24 年度からの所得制限を超える世帯に対する税財政上の措置については、国の負担により実施すべきである。